

広島県警察の組織に関する規則及び警察職員の定員の配分に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年 7月27日

広島県公安委員会

委員長 西 川 正 洋

広島県公安委員会規則第9号

広島県警察の組織に関する規則及び警察職員の定員の配分に関する規則の一部を改正する規則

(広島県警察の組織に関する規則の一部改正)

第1条 広島県警察の組織に関する規則(昭和37年広島県公安委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

目次中「第24条の3」を「第24条の4」に、「第24条の4」を「第24条の5」に改める。

第5条中「3課」を「4課」に、「外事課」を「外事課
サミット対策課」に改める。

第24条の4を第24条の5とし、第24条の3を第24条の4とし、第24条の2を第24条の3とし、第24条の次に次の1条を加える。

(サミット対策課の分掌事務)

第24条の2 サミット対策課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 第42回主要国首脳会議及び関係閣僚会合(以下これらを「会合」という。)に係る警察事務の総合企画及び調整に関すること。
- (2) 会合に係る関係機関との連絡及び調整に関すること。
- (3) 会合に係る警護対策に関すること。
- (4) 会合に係る警備対策に関すること。
- (5) 会合に係る交通対策に関すること。
- (6) 会合に係る特別派遣部隊に関すること。

(警察職員の定員の配分に関する規則の一部改正)

第2条 警察職員の定員の配分に関する規則(昭和35年広島県公安委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

別表中

472	399	376	1,490	330	1,820
1,032	1,156	1,227	3,656	190	3,846

を

「

477	406	376	1,502	330	1,832
-----	-----	-----	-------	-----	-------

に改める。

1,027	1,149	1,227	3,644	190	3,834
-------	-------	-------	-------	-----	-------

附 則

この公安委員会規則は、平成27年7月29日から施行する。